

## 第7回滋賀県行政経営改革委員会議事録

- 1 日時： 平成23年3月29日（火） 9:30～11:00
- 2 場所： 滋賀県公館
- 3 議題： （1）滋賀県行財政改革方針について
- 4 出席委員： 大道委員長、岩根委員、奥村委員、北村委員、小久保委員、中井委員、新川委員、蓮見委員
- 5 資料： （1）滋賀県行財政改革方針の概要  
（2）滋賀県行財政改革方針実施計画のポイント  
（3）滋賀県行財政改革方針  
参考資料（1）「新しい公共支援事業」概要資料  
（2）国の出先機関の原則廃止に向けた本県の取組状況について

### 6 会議概要

#### （1）開会

〔副知事あいさつ〕

まず、最初に今回の大震災がございましたことについて、報告がございます。幸い滋賀県は直接の被害というのは、ほとんどございませんでした。ただ、あれだけの規模の大震災でございますので、日本全国の問題だということで私共も緊急的に現地の方にまいりまして、今いろんなかたちで、支援をさせていただいております。これからは、もちろん現地での支援ということもございますけれども、おそらくいろんな被災者の方の長期にわたる避難生活についてどうしても現地に留まるとの生活は難しくなることが予想されますので、一つは、避難者をこちらの方に受け入れてそれを支援することが本格化してくると思います。これが、一つでございます。そして引き続き、現地での復興の支援も本格化してくるのではないかと思います。役場、企業、完全に潰れたということもございますので、建築とか土木とかそういう直接のもの以外に一般の行政機能の補完という意味での支援も必要になってくるのではないかと思います。それから、これは生産とかそういう機能が失われましたので、日本、世界に対して一つの生産の一環したものが失われたということで、本県の企業の方にも大きな影響が出てくるのではないかと思います。その辺に対しても県としてきちっと対応をしていく必要があるのではないかと思います。その他、もろもろの課題はこれからでてくると思いますが、滋賀県としてきちっと受け止めてやっていきたいということも報告をしたいと思います。さらにこの場をおかりしまして、被災をされた方々に対するお悔やみと現に避難をされている方々に対して格別の支援をするということでございます。

それでは、行政経営改革委員会でございますが昨年の8月に提言を頂戴いたしまして、それ以来、私ども県としましては、方針の策定を進めてまいりまして、ようやくまとめあげました。一方では、国の方では、地域主権戦略大綱がまとめられまして、この3月に義務づけなどの見直し盛り込まれた関係法律の整備に関する法律案が閣議決定されました。ただ、これは、与野党の色々な関係がございまして、まだ審議に入れられないという状況のまま、今回の震災という事態になりましたので、先行き非常に不透明な状況になっております。今後、この辺も見据えながらさらに大震災を踏まえてますますいろんな形での支援、その中では、おそらく財政的な面での被災地への支援がでてくると思いますので、私どもの行財政もっと厳しい目で見つめていく必要性がますます高まっていると思います。それから、関西広域連合が正式に発足いたしまして今回の大震災に際しましては、想定されざる第一の仕事として早速その辺が動き始めております。その辺を今後、県としてどのように受け止めるかというのも大きな問題だと思います。今日は今般取りまとめました県の方針の内容について報告をさせていただき、今後の各種の計画を進めるにあたってご示唆を頂きたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

〔委員長あいさつ〕

それでは、ただ今より第7回の委員会開催にあたりまして、私からも少し挨拶をさせていただきます。委員の皆様には大変お忙しい中、第7回の滋賀県行政経営改革委員会にご出席賜りありがとうございます。先程の副知事の挨拶にもありましたが、今回の震災に際しまして、お亡くなりになった方に謹んで哀悼の意を表し、そしてまた、被災された皆様にお見舞い申し上げます。一日も早くライフラインが復旧して救援、生活物資等がいきわたり、少しでも皆様の生活不安が取り除け、和らぐ日が早く来ればと思っている次第です。高校野球の選手宣誓で、創志学園の野山主将が「がんばろう、日本！」と力強く言われ、感動をいたしたわけですが、これから政府・国民が、一丸となって震災の苦難を乗り越えていけるよう、切に願っております。私も経済界に身を置く一人といたしまして、経済圏を越えて出来る限りの支援、あるいは、今こそ関西圏経済の底力を発揮する時であると考えております。また、私どもの滋賀県あるいは関西地域におきましても危機管理をはじめ、防災対策など深くもう一度見直して、さらに安全を期すことが望まれております。そういった面を含めまして、行政のお力を期待するものでございます。

さて、昨年の8月の本委員会におきまして、行財政改革方針の提言案をご議論いただき知事へ提言をさせていただきました。今般、行財政改革方針が策定されまして、本日はその報告と計画を進めるにあたりましての示唆の観点から皆様の意見を頂戴したいと思います。

当委員の皆様は任期も平成20年から始まりまして、早3年が経過をいたしました。この間、外郭団体及び公の施設見直し計画であるとか、あるいは、本日の行財政改革の方針の提言に際しましては、委員会及び各部会での検討にご意見いただくなどご尽力賜り、本当に感謝しております。滋賀県はもとより、どの自治体も厳しい財政環境あるいは人員体制など経営資源が潤沢でないという状況でございますが、しかしながら、行政のあり方については、住民の参画や費用負担の議論など一層注目されることが考えられます。本日の議題でもあります行財政改革方針、これが策定されましたがこの方針につきまして、これが平成23年度から

の県政経営の未来の滋賀県の礎を固めるものに繋がっていくということを期待し、見つめてまいりたいと思います。最後になりましたが、本日の委員会は、今ほど申し上げました行財政改革方針を踏まえまして、皆様のご意見を賜りたく思っておりますのでよろしく願います。

<事務局より会議日程、資料について説明>

(2) 議題1 「滋賀県行財政改革方針について」での検討経過について

<事務局より滋賀県行財政改革方針について説明>

委員長 本日は、今、説明いただいた方針につきまして、これから10時50分くらいまで約30分皆さまのご意見を頂きたいと思っております。この委員会で討議していないこともございますが、全てひっくるめてでよろしいですか。

A 委員 ポリウムがあって、一つひとつは見えていないですが、印象としまして、4年間でこれだけのことをやるという事で具体的なスケジュール表もつけて書かれていますが、多くの項目で23年度に何かを実施してそれが、最終26年度まで矢印がありますが、一体、各年度に何をやるのかというようなことがはっきり書かれていないことがたくさんあるように思います。役所の仕事なので意思決定に時間がかかるのかもしれませんが、民間企業であればたかだか4年間かけて何かをやるような悠長なことは、あまりやらずに各年度、各年度で何をやるか、というようなことをもう少し具体的に落とし込んで進行管理をしていくべきなのかと印象を持ちました。例えば、これだけ環境の変化が激しい時代ですので、4年間計画をしても途中で何か変われば、変えないといけない。そんな事を考えると、せめて途中の2年間で何をやるのかというようなことも、これをサブで何かを位置づけるとか、いろいろな事が必要ではないかという印象を持ちました。

私は、この委員会の中で、公の施設とか団体の見直しに参加させて頂きましたけれども、その中でも、いろんな施設を廃止するとかいう提言がたくさん出されましたが、仮に施設を廃止するとして、その建物をその後どういう風に活用していくのだろうかというようなことも施設を廃止してからはじめて何か検討部会を動かし、有効活用するまで実際に2年3年かかるとか、そんなことでは勿体ないですね。その間、その土地を使われない。今日もここに来るまで、県警本部は、まだずっと閉まっているのだなと思って見てきたのですけれども、何かを廃止するということが決まるという事が、同時に次の有効活用に向けたアクションをすぐに起こさないと一つひとつのものに、有効活用が遅れると思います。県警本部についてもしかりだし、最近であれば旧県立短大の土地がようやく売却となりましたが、あれも2年3年か前に一旦、売却の方針が出て上手くいかず、そこから2年、3年経ちようやくこれに至っている。一つひとつの事のアクションが遅いような気がするので、もう少し期限を区切った進行管理が必要なのではないかという印象を受けます。

B 委員 いつも情緒的な話で申し訳ございませんが、マインドの話をさせていただきたいので

すが、国の出先機関の権限移譲の話がされましたが、船の事業で、河川の事業の関係があるのですけれども例えば近畿整備局と県さんとは、話のわかりかたが全然違う。それが施設の権限が県さんにってしまった場合、我々は、途方に暮れるのではないかと、現状のままではですと。マインドは、このままでただ単に権限が移譲するだけではなくて、県政の中で、マインドをどうするかということが非常にこの行財政改革では大事であります。今ひとつは、お話にありましたが北村先生と一緒に施設の見直しをしましたが、それで一つの例をあげますと、こどもの国は、基本的には事務局からは廃止もしくは、民間移管という話がありましたが、いろいろポテンシャルがある施設なので、なんとか事業利用の目的を変更してこどもの国のもっと有効利用をやるということで、条件付で存続を認められたというのがあります。しかし、私も参加したこどもの国の見直し委員会で、従来のお母さんと子どもさんの利用から、教育委員会や琵琶湖環境部、商工観光労働部などと連携した環境学習とか日本、世界に広げた琵琶湖の立地のポテンシャルを活かした施設にやりましょうということの委員会報告になった。ところが、今は全く前のままの内容で、業務受託されている、2割から3割の業務委託料を減らされただけで、ミッションも何も変わっていない。これは、設置の条例を変えていないから現実的には、何も変わりませんという返事でした。いわゆる一つの行財政の流れの中で決まって、委員会も作ってやったけども結果的にはそのままということがある。新しい公共の話がでています。新しい公共活動の阻害要因の根本的解決ということがテーマに上がっていますが、マインドといえますかやっぱり行財政改革を担う県のご担当の方の皆さんですから、皆さんの内にある阻害要因をいかに発掘して解決していくか、そういうことも要素の中に入れなければ、いくらタイムスケジュールを作っても結果的には、テーマを作っても終わりがなということになりますので、どこに阻害要因があるのかということももう一度考えていくことも我々には必要ではないかと感じます。新しい公共を作る上でもただ単に、公の仕事を民間に丸投げするだけではないのか、こういう疑問は、こどもの国の例を一つにとっても、そのように思います。根本的な県政のビジョンとして経済界では分かりやすい表現があります。それは、「マーケットイン」。従来は、プロダクトアウトの考え方、マーケットインでなければ生き残れない。県民の皆様方や民間の意見を聞いて、この改革をできるのか、「マーケットイン」という言葉の使い方が適当かどうか分かりませんが、それでなかったら、なかなかこの改革もうまくいかないのではないかと。非常に情緒的な話をさせていただきました。

**C 委員** 資料3の11ページで、「新しいサービス市場の創造」とありますが、ビジネスモデルをやっていこうとするものと受け止められますが、県の中で具体的な実施計画の中では、このようなサービス業をどうするというのが何もない。具体的にこの辺何か思いがあるのか、今年度からやるのであれば具体的な目標数字が書けないかも知れないが。特に行政サイドだと、ビジネスをどうするかなどということが、元々、計画の中ではあまりないのでは。その点で、サービス業の創造というのは、言葉だけでなく、具体的に提示する必要があるのかなと思います。

それともう一つが、大津市の協働化条例に関わるのですが、資料の2の所に協働型県行

政と記載されていますが、今、大津市以外でも5、6市町村で協働化の条例を作ったりしている。この場合、従来はなかった、行政の横串をどうするかという点が見えてこない。2～6ページにあるような協働コーディネーターの講座を作るだけで滋賀県全体を協働化させることがうまく動くのか。市は市で勝手にやり、県は県で勝手にやるというようなスタンスなのか、これが見えない。協働型とあって、これはやはり市民さんが新しい公共の創造、財政を含めて大きな方向だと思うのですけれども、この後の具体的な姿が見えない。県として具体的なことを来年度から始めるのですけれども、ちょっとさみしいのかなと、この2つが気になりました。

**D 委員** 実際、具体的なのですが高島市民共同交流センターが、立ち上がっています。たまたま、仕事をいただいており、中身を拝見すると公設民営という新しいスタイルです。いわゆる高島市が設置し、運営の部隊は全部市民ということで、色々なご意見が書かれていますと思いますが、それでもやはり行政の方が、それぞれの所に全部はりついておられます。その話を聞いてみると、民間のNPOだとか市民活動の方が活発になさっていることと、まちづくり委員会の旧の市町村の行政職員さんの考え方が、ものすごくギャップがある。それで、高島は一つだというふうにまとめる仕事を請け負っているのですが、非常にその中ではジレンマを感じながら検討しているのです。けれども、本当の話、新しい公共だとか協働だとか、きれいなことばだけになるかもしれませんし、行政が手を広げて「さあ、やってください。」とおしゃっているのか、自分達の責任逃れでやっているのか、その辺がピタッとこないのか、本当にお金がないからやらないと手放したのか、それなら今まで手放したものを、どこまで自治体が責任を持ってフォローするのか、協働のあり方という所をもう少し具体的にお聞きしたいと思います。

**委員長** 今の委員さんのご意見に際しましては、僕も同じような質問をしたいと思っておりますので、関連して申し上げたいのですが、今の「新しい公共」の資料3の15ページに、総合政策部さんご担当の所で具体的に取組項目のスケジュールということで、23年度にモデル事業の実施、その他をアからオまでございます。こういうふうになさっていきこうと思われる先程の参考資料1でも、その新しい公共の場にモデル事業に委託で補助金3千万、今年度の予算の約半分を費やすように書いておられますけれども、これを県が直接NPOさんとモデル事業というふうに県とNPO法人がタイアップされているのか、その間に各市町がどういう役割を果たされるのかと、いうところがもう一つわからない。我々の委員会で提言をさせていただいて、公の施設の見直し等の中では、可能な限り存続できるように市町とお話をいただいて受け継いでいただく、あるいは、市町と一緒にNPO団体さん等が受皿となっただけだとありがたいと思っておりましたが、その辺はスムーズにいくのかどうか、直接、県がNPOさんに働きかけると市の方が、横を向いてしまうようなことにもなりかねないので、運用が上手くいくのかなと懸念されます。関西広域連合も現在、非常にその点がネックになっておりまして、主要市町さんのご理解が得られにくいようなお話を聞いており、知事さんにも県民に対する説明をということでお

願いをしており、県政プラスワンやあるいは、先般、栗東での説明会・シンポジウムをなさいましたが、もっともっと必要ではないかと思います。まして、公の施設、公共の施設をこういった形にするようであれば、県民との対話ということ掲げていただいておりますけれども、明確にかつ徹底して実施していただければと思います。

**E 委員** 委員長の発言との関係で一つお話をさせていただくと、「新しい公共」というのは、魅力的な政策の柱でどう育てていくかという点だと思う。例えば、助成金を作る場合でも、NPO法ができて十数年ですけれども、非常に力を持っているNPOと、新しい分野で展開していくNPOと2つのパターンがある。滋賀県でもいくつか非常に力をもっているNPOが地域にもいくつかございまして、そういったものを評価するような仕組みづくり、それらを育てるキャパシティービルディングの在り方は違うので、そこは丁寧に対応する必要があります。一般的に基金、ファンドを設けてやっていくだけでは、効果がない気がします。協働のための施策あるいはNPO支援、新しい公共を担う主体の形成といった場合、かなりきめ細かくやっていく時期に来ているのではないかと思う。実施項目の資料3を見ていますが、もう少し詰められた方がいいのではないかと思います。

二つめに感じたのは、自治基本条例ですが、自治基本条例を作るのは、一見簡単なのですが、問題は県の憲法としてどれぐらい意義があるのかということであって、従来県の自治の仕組みづくりを総括しながら次のものを作るわけです。私も市町村レベルで関わってまいりましたが、市内だけではなく、県民運動的な要素を持たないと良いものがないと思う。同時に、従来自治の仕組みを現時点で総括的に示すということと、新しい自治の仕組みをつくるということの2つあるので、新しい自治の仕組みをつくる場合には、モデル的な事業も同時にやっていくという県の自治の仕組み全体を構築する中で果たして横串をさすというか、そういう構えでやらないと面白くないというか、あまり意味のある条例づくりにならないのではないかと思います。市町の自治基本条例づくりに関わった者としての印象です。

三つめですが「事業仕分け」のことで、30～40項目選び出して市町と協議しながらされていくということですが、これは事業仕分けなのでしょうか、県としての役割のあり方を検討し、県の事業で市町が担うためにはどうすればいいかという仕組みづくりですね。僕は、事業仕分けというのは、県においてもやらしてもらいましたが、仕分けした後に、民間でやってもらうために、どういう仕組みをつくるのか。県で担っていた事業を市町に担ってもらうために、どういう仕組みが必要かということがむしろ大事であるということです。事業仕分けは取っ掛かりなのです。仕分けられた結果、不必要なものは止めたらいいが、必要だけでも県ではなくて民間でやるとか市町でやるという仕組みを新しくどうつくるかが大事であって、今やそういう段階にきている。そこにきちんと応えなければならぬ。そこが、応えられないといわゆるパフォーマンスだけになって、効果があがらないという結果になってしまうのが濃厚です。それと、県としての行革ですから全体的な目配りやバランスが大事なのですが同時に尖ったところ、そこはどう出てきているかということも気になるところです。例えば、協働、新しい公共、新しい組織とかがありま

すが、とんがり具合のところ、大きな政策、実施項目を検討されるのも良いのではないかと  
という印象をもちました。

**F 委員** 気になったのが、新しい公共ということで、これだけをみてNPOが育っていくよ  
うな気がしない。なにか、ぼんやりしている。NPOの活動支援事業をみている、これ  
は、ある程度の活動をしている団体に対して、県が主導していくというNPOに手続きを  
とるためのものか、もしくは、NPOの財政基盤がちゃんと成り立っていくような支援を  
していくということなのか。その場合、その段階の調査は、県が始めるのか何かぼんやり  
しているような気がする。アメリカなんかは、学生の就職先としてNPOとかあり、育て  
るということは大事なのですが、行政がやってないような、行政の隙間みたいなところを  
うめるところの活動があって、私的に育っているいろいろな制度、助成などかを認めてき  
た流れなのかなという気がする。だから、育てようと思ってうまくいくのかなあ、と率直  
に感じるところでございます。

それから、15ページのところで、市町との連携を強化する体制の整備と広域連合が絡  
んでいるが、広域連合といった場合、国は奈良県が入っていないことを気にしている。今  
回、非常に被災地支援では広域連合が存在感を示して、当初、予定していなかった課題を  
分担してやっていくという点では、非常に評価しておりますが、広域連合の担当を決めて  
やるといっているが、実際問題、その下でやっているのは市町ですし、被災地への派遣職  
員なんかは市町ですよ。大阪の場合は、市ばかりが派遣されてる形で、割と連携がとれ  
ているような気がします。滋賀県の場合はどうも有力な市がそっぽを向いて上手いことい  
っていない、県の問題ではなくて大津市の問題でもあり、報道各社においても懸念されて  
いるわけなのですが、だからこの市町との連携を強化する体制の整備が、上手くいってほ  
しいということが一つと、広域連合とか権限移譲をやる場合についても実際は面的にもっ  
ている市町が動くわけですから、その連携を上手くやらないと機能しないのではないかと  
感じます。これをやっていく上で、市町と連携を進めないと流れていかないのかという  
気がします。

**G 委員** いろいろでましたが、若干お話がでなかったところで、一つは効果的な行政運営体  
制の整備と業務改善の推進についてということで、気になったのは業務改善について電  
子化ネットワーク化のところを中心にということですが、もう少し日常の業務の進  
め方について考える必要がある。私は、これまで計画されてきているような事務の処理手  
順を見直さないと、職員の方々も含めて今の人員体制やあるいはお金のかけ方では限界が  
あると見ている。したがって、業務手順そのものをどれくらいの簡略化、中間の手順をス  
キップできるかという点は、もうそろそろやっていかなければならないかと思えます。そ  
のための職員も汗をかけといっているところの提案募集みたいな感じにしないと現実には  
効果が出てこないのかなと思われま。

それから組織については、政策分野別に23年度から見直されるということで、これは、  
これとしてとても良いことであると思うのですが、もう一方では、そこに相変わらず  
従来の人事体制のもとでの組織のままになってしまっている。結局は、硬直化してしまっ

て同じ事を繰り返しているという事になるのだらうと思います。従前から問題となっ  
ていますように、どれくらい、それぞれの仕事に見合った職員を配置できるかというところの  
評価とそれから現実の働きをどういうふうに捉え組織編制していくのか課題のはずなの  
ですが、残念ながら従来どおりの人事をおやりにならうとしているとしか見えない。この  
ままだと、仕事のパフォーマンスもあがらないし、もう一方で職員数を抜本的に減ら  
すあるいは、財政上の効果を上げていくことにはつながらないのかなというのが気になっ  
た点です。もちろん、そうは言っても現任の職員の生首を切れませんから、そのところ  
は、職員の能力アップやモチベーションを持ってもらうような仕事が必要ではありますが、  
そうは言ってもそんな事は言っていられないくらいの酷い財政状況になってきており、し  
かも仕事だけが多くなってきているという状態にどう対応するのか、そろそろ考え方を  
変える時期かなと思いつつ見ていました。ただこのところは、当委員会の役割ではないか  
もしれないと思いました。

それから、大きな3つめとして、財政健全化の面で気になるのは、歳出の見直しに比べ  
て歳入の中身の問題がとても気にかかります。どちらかという、基金の取崩しをベース  
にしてその一方では、不足分を数十億円県債で賄おうと、当分これが4年間続くという  
ことで、言ってみれば構造的には赤字解消のためにこんな形の構造的赤字を維持する話にな  
る。もちろん交付税措置もありますから先々は、大丈夫なのかもしれないかもしれませんが、もう一方  
では、基金に繰入れる側とのバランスを考えるとこうしかないのだらうと思います。交付  
税の措置というのも国のいつものパターンですが、そんなに心配することではないとい  
うことを前提にして考えていった時にも、この構造をどうするかということをも少し議論  
した方がよいのかなと思いつつ、お話を聞いておりました。それとの関係で個別の財政  
効率化の措置について、例えば個別の公営企業の管理改善これはこれでしっかりやってい  
ただけると思うが、むしろアセットマネジメントとされるのであれば、公有施設そのもの  
のアセットマネジメントを、どうされるのかという議論をしていかないといけないのでは  
ないでしょうか。単に公の施設をどうするかというレベルの話ではなく、本庁舎とか今議  
論しているこの場所をどうするかとか、そういう話も含めて、そろそろ総ざらいをしてお  
かないと、本当に先々重い負担を強いられることになりそうですし、すでに耐震補強等々で、  
一定施設の問題について配慮しておられると思いますが相当真剣にやらないと、いずれも  
建て直しの時期であるとか、あるいは、今回の津波震災対応を含めて、そういう施設その  
ものをどう合理的に、しかも長寿命化をさせて県として活用していくのか、体系的に考える  
時期かなと思います。

**委員長** ありがとうございます。少し時間がおしてありまして、本来もっとたくさんご意  
見があったと思いますが、一通りお聞き頂いてお答えいただきたいと思います。

**事務局** 計画の各取組の進行管理についてであります。実施計画の54ページにお示させ  
ていただいておりますとおり、毎年、具体的にどういう形で進めていくべきかというこ  
とを含めPDCAに則って進めていきたいと思っております。また、その際にはこの委員会で報告



もし、ご指示をいただければと思います。そして、協働型社会のところでございますけれども、これからの中で自治体が、県も市町もさらに進めていかなければならないというものでございます。そういった中で、例えば、近江ファンドができたところであり、具体的な目的別に県民の方から寄附をいただいて、そして、それぞれの団体、NPO等が活動にあたっていくという制度がスタートしたところでございます。このためにも、先ほど話しにもありましたが、進んでいるNPO団体と、これから新しく設立しようというNPOも含めて今年度、来年度、再来年度の活動支援事業の中で支援をしていきたいと思っております。

次に、ご意見をいただいた中で、県と市町村の関係でございます。今後の自治の中では、県の役割・市町の役割を明確にしていく必要がありますが、特に市町の役割が大きくなっていくという中で、県がどういう支援をしていくか、役割を担っていくかということになるかと思っております。やはり、首長さん同士がやるだけではなく、職員を含めてセクションごとの連携が大事になるかなと思っておりますので、その部分を特に意をもって進めていかなければと思っております。その他たくさんのご意見を頂きましたが、「事業仕分け」の方につきましても、ご意見頂いた中で、仕分けをした事業の受けの所をどうしていくか、ということが大事であると考えており、そのためにも、事業仕分けのネタをしっかりと出していき、また、第三者の方の意見もいただきながら決定していきたいと考えております。そして実施時期については、来年度からできるもの、再来年度からできるものと柔軟に進めていければと思っております。協働化テストについてですが、部会の委員さんから、県の事業がオープンにされていないというご意見がありましたので、来年度行う、協働化テストでは、県の二千何百事業さらに予算の伴わない事業も合わせて、オープンにしながら実施していきたいと考えております。思いとしては、7月くらいに全事業を出して、それに対するご提案をいただき、来年から民間企業からの市場化テストという形での委託やNPO等との協働を進めていきたいと思っております。また、場合によっては、協働化については、市町の方が非常に多くございますので、市町とも一緒にできないかということも含めて、各市町を訪問し説明させて頂いているところです。全てのご質問について、回答出来ませんでした。頂きましたご意見は、今後取組を進める中でしっかりと意識してまいりたいと思っておりますので、今後ともご指導をたまわりますようよろしくお願い致します。

**委員長：**本日の議題の行財政改革方針につきましては、委員の皆さまも基本的な考え方と方向、それぞれの取組項目は、大きな認識の違いとか異論はないかと思っております。ただ、先程からたくさんご意見を出して頂きましたけれども細部にわたってきっちりやっていただきたいと思っておりました。県の方も、今般機構改革で総合政策部等をお作りになられたということで、決意のほどもおわかりではないかと思っております。方針の実践に向けて努力を賜りたいと思っております。もっと意見を聞かなければいけません。予定の時間になりましたのでこの辺りで終わりにさせて頂きまして、これより先は事務局に進行をお願いしたいと思います。

事務局：本日は長時間にわたりありがとうございました。それでは、最後に米田副知事の方から挨拶を申し上げます。

副知事：どうもありがとうございました。成果としてこういう形のものを作成させて頂きましたが、確かにまだまだ欠けている部分、これから考えないといけない部分が多いと思っております。特におっしゃっていた中で、一つは協働とか新しい公共、いかにNPO・民間の方・市町を含めてやっていくのかというのが非常に大きな課題となっている、そのような課題だという認識は書き込んだつもりですけれども、その解決策というのが、正直申し上げまして、中だけの段階で提示ができなかったというのが実情ではないかと思えます。先程、先生もおっしゃっていましたが、非常に多様な現場があります。それは、一律方針で、できるようなのではないという気がします。という意味では、その部分かなり現場、現場に即して一つひとつ、問題取り上げ格闘していかなければならないと思っております。もう一つは、こういうものをやったとき、県の行政として解決するそのものが、遅いとかマインドとして解決を早くやろうという意識が欠けるのではないかとご指摘を頂戴し、その点はあるのだらうと思えます。そういう所を、なんとか、やりたいという気持ちは、非常に持っておりますけれども、ここを具体的にどうしたら、上手くいくのかというところが、これからの大きな課題だと思えます。大きくこの2点だと感じたところです。他にも、いろいろございましたけれども、私が申し上げたいのは、ここに書かれました方針なり計画というのは、まだまだ発展途上のものだという認識に在るということです。これまで2年間、大変お世話になりましたけれども、引き続きこの計画を皆様方でウォッチしていただいて、さらに良いものができますように引き続きご協力をこの場をお借りしてお願いしたいと思っております。本当に、どうもありがとうございました。

委員長 それでは、これをもちまして、第7回滋賀県行政経営改革委員会を終わらせて頂きます。ありがとうございました。